

第8回 建設厚生委員会記録

1 日 時 平成30年12月13日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長	堀 川 義 徳	委 員	関 根 正 明
-------	---------	-----	---------

副 委 員 長	八 木 清 美	〃	太 田 紀 己 代
---------	---------	---	-----------

委 員	渡 辺 幹 衛	〃	山 川 香 一
-----	---------	---	---------

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 0名

7 説明員 4名

市 長	入 村 明	福 祉 介 護 課 長	葎 原 利 昌
-----	-------	-------------	---------

建 設 課 長	杉 本 和 弘	健 康 保 険 課 長	吉 越 哲 也
---------	---------	-------------	---------

8 事務局員 3名

局 長	岩 澤 正 明	主 査	齊 木 直 樹
-----	---------	-----	---------

係 長	堀 川 誠		
-----	-------	--	--

9 件 名

議案第93号 市道の認定について

議案第94号 損害賠償の額を定めることについて

議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第7号)

議案第102号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第103号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第105号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算(第2号)

10 所管事務調査

堀川義徳委員

1 建設課所管の建設工事等について

1) 平成30年度建設工事の年間発注予定における、第1、第2四半期の発注状況について、工事種別ではどのような状況か

2) 早期発注に対してはどのような取り組みがなされているか

3) 市内の小規模建設関連事業者の現状に対して、どのような配慮がなされているか

○委員長(堀川義徳) ただいまから建設厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第93号及び94号の事件議決2件、議案第101号の所管事項から議案第103号、議案第105号の補正予算1件の合計6件であります。

議案第93号 市道の認定について

○委員長（堀川義徳） 最初に、議案第93号 市道の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ただいま議題となりました議案第93号 市道の認定について御説明申し上げます。

本案の東長森道の駅線は、長森地内で進めている道の駅あらいの拡充整備に伴い、整備をしています一般県道西野谷新田新井線からのアクセス道路を新たに市道として認定したいものであります。

次に、東関3号線は一般国道292号道路改良事業で整備された一般国道292号と東関集落とを結ぶ新設道路について、このたび県との移管協議が調ったことから、新たに市道として認定を行いたいものであります。

以上、議案第93号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第93号に対する質疑を行います。

委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（八木清美） かわります。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 93号の道の駅の11メートル道路、随分幅が広いということなのですが、標準断面的にはですね、車道と歩道があると思うんですけど、どれぐらいの幅が11メートルなんで、その標準断面をお聞かせください。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） まず、車道でございますけども、車道幅員が3メートル両側で路肩が1メートル25センチが両側で8メートル50でございます。そのほかに歩道といたしまして、2メートル50がつきまして、合計11メートルというところでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今の車道はわかったんですけど、歩道は2.5というのは片側2.5ですよ。8.5で路肩まで入れて、2.5はどっちか、片側について11メートルですね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 県道からですね、進行いたしまして、右側（後刻訂正あり）のほうに片側でございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そうなると、車道は当然除雪という形なんですけど、歩道もこの2.5というのは、歩道除雪という形なんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今後入り込みのほうもですね、見ながら歩道につきましては検討していきたいと思っております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 当然道の駅ですね、人がたくさん来るという想定でつくる道路ですんで、これは歩道除雪も必須かなというふうに思いますんで、入り込み状況とか、そういうのはなしにですね、ぜひ雪がない状態の歩道じゃないとまずいと思うんですけど、その辺また注視していただきたいと思うんですけど。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今後十分検討していきます。済みません、先ほどですね、県道から右手、道の駅のほうに向かいまして右手と言いましたが、済みません、左手のほうでございました。訂正いたします。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 左手ということで、たしか当然道の駅の真ん中に入ってくる道路だと思うんで、人の往来はかなりあると思うんですが、片側歩道というのは、例えば左側今の話、県道から入っていったら、要は猪野山側にずっと歩道がつくという感覚だと思うんですが、そうすると右側のほうに施設がないということならあれですけど、これ右側のほうにも施設があるというふうなことを考えたときには、両サイドじゃなくていいんですかね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 場内に入りますと、歩行者の安全対策といたしまして、横断歩道ですとか、そこら辺の車道との区分けをいたしますので、その点につきましては問題ないというように考えております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 片方歩道で施設のあるところは横断歩道みたいな形で反対側に渡すということなんですが、当然これ一回つくってしまえばですね、非常に反対側渡るのにやっぱり右側にもつくっておけばよかったなということになると、もう施設を全部つくった後だとなんのかなというふうに思うんですが、その辺は十分検討されて、片側だけでいいという判断になったんですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） まずですね、道の駅の利用者につきましては、やはりそこまで車でですね、場内のほうに乗り入れまして行動されるのではないかということと、左側につけましたのは、防災広場的な考えもございまして、総合的にですね、このレイアウトを考えた中で、左側に歩道がいいだろうという判断をしたものでございます。

○副委員長（八木清美） 交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） 委員長、交代します。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今工事中のところを新規に市道認定しているんですよね。それで、私疑問に思っているのは、国道18号線の駐車場だということでも市道認定とまっているんですね。今の18号からここへは当然乗り入れの場所あると思うんですけど、そこも道路として認定されないで、駐車場としてしか認定しないんですかね、道路としてはつながらないんですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 道路としてですね、国道18号線までつながりますが、駐車場の中につきましては、国土交通省さんのほうで駐車場の場内道路をつくると、その道路を使用していくということと、またその管理区分におきまして、今まで協議をしてきたわけでございますけども、場内については国土交通省さんが場内道路として適正に管理するということが決まりましたので、今回は市道分としての認定は場内までということをお願いをしているものでございます。

○委員長（堀川義徳） ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第93号 市道の認定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号 損害賠償の額を定めることについて

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第94号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ただいま議題となりました議案第94号 損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成30年8月2日午前11時45分ごろ姫川原地内の市道姫川原団地西線において、大型トラックを停車させるため路肩に寄せたところ、草で覆われていた側溝のしま鋼板ふたが見えず、そのままふたに載ったことで、トラックの重量に耐え切れずふたが破損し、側溝に車体左側を落として車両の一部を損傷させたものでございます。主な修理の内訳といたしましては、損傷したフロントバンパー、サイドガードなどの修繕に伴う費用であり、このたび相手方との示談交渉が調ったことから、道路管理者の瑕疵分として損害額の3割に当たる52万6455円を賠償するものであります。

以上、議案第94号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第94号に対する質疑を行います。

関根委員。

○関根委員（関根正明） この部分で、道路管理者側の瑕疵は草で覆われた部分という意味合いですか、道路の瑕疵としては。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 道路管理者はですね、常に道路を適正に管理する必要があるというふうに言われていますので、その草に覆われていた部分の瑕疵としての3割ということでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 幾つかお尋ねします。

そもそもこのふたは誰のものですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 市のですね、側溝にかかっているふたでございますので、市の所有物件ということになります。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それは、側溝に市が必要でかけたものなんですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 整備当時市が必要という判断をいたしまして、設置をいたしました。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

- 渡辺委員（渡辺幹衛） その積載荷重は何キロになっているんですか。
- 委員長（堀川義徳） 建設課長。
- 建設課長（杉本和弘） 鋼鈹の厚みが9ミリということで、やはり普通車程度のものしか見ていなかったのではないかと推定しております。
- 委員長（堀川義徳） 渡辺委員。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） 私はね、今後あり得ると思ってお尋ねしたいんですけどね、道路敷と言えば側溝の部分までですよ。そこのところへ町内でも見られるように乗り入れ口鉄板かけたり何かしているうちいっぱいありますよね。私厳しく申請しなければだめだとかなんかないんですよ。かける場合、市がかけても個人が必要に応じてかけてもそうなんですけど、やっぱり安全が確保されていないといけないね。そうすると、車庫の乗り入れ口、それとも駐車場の乗り入れ口でつくるんなら、こういう基準にしてくださいという基準を持っていかなきゃいけないと思うんでね、そうしないと町内見ると、プラでできているの使っているうちもあるし、いろんなことしている。こういう事故というのは、どこでも起き得るような感じしますので、市道管理もちろん課長今言われたように市がしま鋼板にする、例えば歩道が狭いために側溝に簡易な鉄板をかけて実際は歩道並みに使っているとこだってあると思うんですよ。その基準をやっぱり示してやって、そして市はこういう管理しています。皆さんもつくる場合はわざわざ難しい申請は要らないけど、国なら申請とるんですけど、申請は要らないけど、最低限この基準はクリアしてくださいというPRが必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。
- 委員長（堀川義徳） 建設課長。
- 建設課長（杉本和弘） 今後ともですね、うちの設計の段階でのですね、その荷重の考え方、それと当然占用工事ということになりますと、うちのほうに占用申請というのが上がるわけでございますので、やはりその中では必要最小限のですね、構造を備えたものということで、うちのほうでですね、今後どのように市民の皆さんに周知すればいいのかというのは、検討していきたいと思っておりますし、うちのほうで早々にその基準、もしない部分があるのであればですね、ない部分があって支障が出るということになれば困りますので、検討のほうはしていきたいというふうに考えております。
- 委員長（堀川義徳） 渡辺委員。
- 渡辺委員（渡辺幹衛） もう一つ追加してお願いしておきます。
- 先ほど拡張道の駅の関係で市道認定承認されましたけどね、あそこ今残地残っていると田んぼでしょう。田んぼのときは開渠の側溝でそのままいいと思うんですけど、きっとあれ宅地になるとすると、どういう経緯がわからんけど、宅地になるとするとあそこへ今の進入の鉄板かけたり何かするんじゃないかと思うんで、それでグレーチングをかけられるような構造に初めからなっていれば、そのグレーチングの強度で調整できるんですけど、普通のところはコンクリートのふたも含めて、ふたかかるような側溝入れていない、そっちのほうが安いから入れていないで側溝をつくってしまうと、使う人は鉄板かけるようしようがない。鉄板の場合に、例えば14トン荷重とか、そんなふうなのが確保できるかどうかということ、それも疑問なんですよね。そういう点では、建設当時からのいろんな条件、まるっきり誰が見ても農地だったのがそれが許可を得て、転用申請して宅地になったなんていうと、宅地開発業者との協議でやればいいんだけど、個人の場合はなかなか難しい問題もあると思うし、ぜひ今の道路も含めて設計段階、施工段階から気をつけていただきたいと思います。要望しておきます。
- 委員長（堀川義徳） 山川委員。
- 山川委員（山川香一） 1点お聞きします。

今いろいろな議論されたわけですけども、これからですね、市のふたの積載荷重に対するですね、基準という

ものが示されていると思うんですよね。私も20年ぐらい前ですかね、国道で積載荷重の検査があって、迂回路を来て、うちの側溝のどこへ来て大型車側溝みんな潰していったと。どのくらいの今車がですね、積載荷重あって、そのふたが破損したんか、そのくらいも調べたと思うんで、どのくらいあったのか、その点。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 済みません。先ほど9ミリの鉄板と言いましたけども、それが10トン車に耐えるのか、ちょっと14トン車に耐えるのかというのをちょっとまだうちのほうで検討はしておりませんが、いずれにいたしましても、今の基準ですと、ちょっと25トンということで計画をするということになっておりますけども、市の単独であればですね、25トンまで要らないと思いますが、最低限14トンあればいいのかなということもありますので、今後はですね、うちのほうの設計段階でですね、その辺を十分考慮しまして、ふたにつきましては、強度のほうを決定していきたいというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 特殊な例だと思うんですけども、25トンとすると非常に該当する車というのは少ないんですよ。それで、今後こういうことを先ほどではありませんが、渡辺委員から出たように、あつては困るので、市道としてですね、最大積載荷重の標準はこれ以下にとってもらいたいというような規定も必要ではないかと思うんですが、その点どんなふうに考えているか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、基本的にはですね、今4メートル、6メートルも25トンというのは標準となっております。ただ、25トンと言いますと、やはり重みもある、それとちょっと強度的にですね、強過ぎるのではないかというようなことも私考えておりますので、例えば1車線の道路であればですね、従来の14トンですとか、20トンにする、それはまた設計者の判断もございまして、その辺につきましては、支障のないですね、規格といいますか、重量に耐えるだけのふたを今後設置していきたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） ありがとうございます。今の話で、当市が大体20トン以上というのは、特殊な車になってくるわけですけども、それから高さ制限とかね、荷重制限というのは、やっぱりこれから考慮してですね、市としてはこのくらい認定であると、それ以外の車についてはそれに耐えられる道路を通ってくださいというようなことも今後考えていかないとですね、こういうようなことが何回も起きるのでは非常に困るので、ぜひ強気に検討してもらって、指定もしていただきたいと思うんですが、その点についてどんなふうに考えますか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 基本的には国の基準、県の基準もございまして、またうちのほうでですね、市の基準といたしまして、細目を決めなければならないものがあるかどうか検討しまして、決めたほうが良いというふうなことになればですね、早急にその基準については決めるように検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 思いつきみたいで申しわけないです。先ほど関根委員からの質疑で、市の瑕疵30%とあるけど、それはどういう意味だという質疑ありましたよね。それで、草で見えなかったと、こう説明にも書いてありますけど、私はそこまでは市の管理だとすれば、道路すれ違ふときなんかで、鉄板があればそこは草で覆われていなくても見えていれば、そこへ車かかるといふことはあると思うんですよ。そういう点では、私さっき強度の問題の話しましたが、強度が保てないなら、側溝注意だとか、側溝の上は車載っては困るとか、載ってはいけませんと表示も出すべきじゃないかと思うんですよね。そうしないと、強度だけでカバーできない部分がある。しかし、

管理は側溝の民地側のところまで境まで管理だと。そうすると、何か表示してやる必要があると思うんですが、いかがですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今回のようにですね、ふたの荷重といいますか、耐え得る設計荷重で負担しているというところは、余りないと思いますけども、いずれにしても、パトロールの中でそういう箇所を発見したという場合につきましては、何らかの表示のほうは今後していきたいというふうに考えております。

○委員長（堀川義徳） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 今渡辺委員から再度あったように、私もですね、もう一つあるのは、この道路ばっかじゃなくて、橋梁も含めてですね、早急に何トンぐらいまで耐えられるか、市道の管理においては十分検討して、そして表示もしっかりやっていただきたいと思うんですが、その点について。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 橋梁につきましては、22年からですか、一応点検一通り終わりました、一通り設計荷重といいますかというのは把握しているつもりでございますので、ただじゃ現場においてその周知がされているのかということになりますと、全てにおいて周知されていない部分もありますので、荷重の少ない橋梁につきましては、集落の方が使うということもございますが、その辺につきましても、どういう周知の仕方がいいのか、今後検討していきたいと思っております。

○委員長（堀川義徳） 委員長かわってください。

[委員長、副委員長と交代]

○副委員長（八木清美） 委員長、交代します。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 済みません、ちょっと確認なんですけど、今ほど設計荷重がですね、設計者のそのときの場合というんですかね、設計者の考え方で変わるというような話だったんですけど、当然国とか県はしっかりとした明確な何種何級という形になれば、当然そこに大型車が入っていいということになれば、大型車の荷重でカウントすると思うんですが、市の場合の設計というのは、それは設計者の裁量で決まってしまうものなんですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 先ほど少し話をさせてもらいましたが、基本的には25トンということになるかと思えますけども、その際にですね、4メートルの道路で25トンが必要なのかと、そういうことになると、その1つ下ということになると14トンか20トンということになりますので、その辺がですね、設計者によって多少違いが出るのかなというような気もしますので、その辺について少し担当者によって違いが出ないようにですね、うちのほうで決める必要があるのではないかと今現在思っているところでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 当然今度除雪ということになれば、機械も大型化してきていますし、それで当然荷重が大きいほうがですね、壊れにくいということだと思うんですが、やっぱり大分コスト的にはですね、25トン対応と20トンで大分変わってくるんですかね、そんなに変わりなければ、全部25トンにして、それで壊れたらそれでしょうがないと思うんですが、コスト的には大分変わってくるんですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 例えばですね、今建設課の中で私一番問題といいますか、あれしているのはですね、流雪溝のグレーチングなんです。今所有者のほうからですね、25トンにした場合ちょっと重いということを言われていま

して、今回試作品として14トン、20トンのものをつくってみました。そこら辺もありますので、そうしますとちょっとお金も若干変わっておりますし、重さ的なものもありますので、一般のふたも含めまして、流雪溝のふたというようなこともありますので、その辺も総合的にですね、少し判断しまして、検討すべきところは検討していきたいというところでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 設計者の判断でですね、物が違うというのはですね、当然その設計した方は異動されたりしてですね、何でそのときそうなったんだという形になると思いますので、ぜひですね、役所の中である意味統一的な規格をつくっていただいて、こういった事故がないようにしていただきたいと思います。

私は、以上です。

○副委員長（八木清美） かわります。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） 委員長、交代します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第94号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ただいま議題となりました議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち建設課所管分について御説明申し上げます。

5ページをごらんください。債務負担行為の補正について御説明申し上げます。年間を通した工事の発注、施工時期等の平準化を図りたいことから、新年度に予算措置して行う工事の一部について、今年度中に入札及び契約を締結したため、債務負担行為の設定を行いたいものでございます。道路適正管理事業につきましては、市道上百々西線ほか3路線について、道路の舗装や附帯構造物などの修繕を行いたいものであり、道路新設改良事業では継続路線で平成31年度に完了を予定しております市道川上西中通線、市道宮内小学校線の2路線について実施したいものであります。

以上で建設課所管分の説明を終わります。

○委員長（堀川義徳） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） 続きまして、福祉介護課分につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。18、19ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の介護保険特別会計繰出金93万5000円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費の調整のため、介護保険特別会計繰出金の減額を行うものであります。

以上で福祉介護課の説明を終わります。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 続きまして、健康保険課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。18、19ページをごらんください。中段の3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金53万3000円及びその下、3目老人福祉費の後期高齢者医療運営事業4万円の増額は、人事院勧告等に準じた職員の給与改定等に伴う人件費を調整するものであります。

下段の6目国民年金費の国民年金事業13万円は、国民年金法の改正により、国民年金第1号被保険者の産前産後期間に係る保険料免除制度が平成31年4月から開始されることに伴い、国民年金事業システムの改修を行うものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、10、11ページをごらんください。中段の15款3項2目1節社会福祉費委託金の13万円は、今ほど御説明いたしました国民年金システムの改修に係る国からの交付金であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第101号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 建設課長に債務負担行為の関係でお尋ねしたいと思います。

新設工事は、いつまでにやると年度決めてありますから、それを早く発注してやるというのはわかるんです。それで道路適正管理事業、これ決算のときも聞いたような気がするんですけど、適正管理事業は何やるのだということ、私は適正管理だから、例えば穴あいたらすぐ直すとか、側溝壊れたらすぐ直すとかと、そういうのを区間区切っているのかと思ったら、そうじゃないんですね。修繕工事なんですよ。そうすると、私は上百々西線ほか3路線、つまり4路線ですよ。そのほか適正管理早くやるという必要性はないのかどうか、もう31年度予算つくっておられると思うけど、それは適正管理ほかには該当するところはないのかどうか、そういう関連でこの適正管理事業の中身をお尋ねします。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この選定につきましては、工事の内容とですね、まるっきり雪の中ではできないということもございましたり、それと昨年からのですね、継続路線で実施するということがございまして、その辺のことを考慮した中で、この4路線に決定したものでございます。

○委員長（堀川義徳） ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第101号 平成30年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第102号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第102号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。特10、11ページをごらんください。上段1款1項1目一般管理費、国保運営事業（一般管理費）53万3000円の増額は、人事院勧告等に準じた職員の給与改定等に伴う人件費を調整するものであります。

その下の7款1項3目償還金のまず上から2番目の療養給付費等負担金精算返納金は、平成29年度の保険給付費に係る国の負担金の精算返納額が4878万4000円と確定し、当初予算で計上していました2180万1000円との差額2698万3000円を増額補正するものであります。次に、2つ下の財政調整交付金返納金1984万7000円は、平成29年度の調整交付金の申請に際し、係数の入力に一部誤りがあり、返納が生じたものであります。その下の特定健康診査当国庫負担金精算返納金、同県負担金精算返納金は、平成29年度の特定健康診査の実施人数が申請よりも下回ったことから、それぞれ20万7000円が返納となるものであります。なお、一番上の療養給付費等交付金精算返納金及び3番目のその他償還金につきましては、当初予算で計上いたしましたが、各負担金の返納額が確定したことに伴い、全額を減額したいものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、8、9ページをごらんください。7款1項1目2節その他一般会計繰入金金の53万3000円の増額は、先ほど歳出で御説明いたしました給与改定等に伴う人件費に関する繰入金を調整するものであります。

その下の8款1項1目の繰越金の4663万円は、償還金の財源に充当するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第102号に対する質疑を行います。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 課長、今特定健康診査の人数が予想より下回ったと、最初人数はどのような見積もりして、実際はどうなったんですか。その差はどうだったんですか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 特定健診につきましては、申請時2960人を予定しておりましたが、実際の受診が2830名で、130人の減でございました。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これまた来年の9月になると決算になったり、来年の3月の予算のときは健診率、受診率がどうのこうのと質疑が出ると思うんですけどね、そういう点ではこの130人違うというのは、どんなふうに影響する

んですか。それは、手だてを尽くしたけど、なかなか参加、受診してもらえなかったのか、それともほかに理由があって、この130人減ったのか、原因と対応どのように考えていますか。

○委員長（堀川義徳） 健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） 特定健診につきましては、一つの目標として、60%の受診率というのを目指しているところがあります。29年度については、今58.1%ぐらいで確定する予定になっております。そんな関係では、目標に達成しないということで、昨年度についても電話等の勧奨等を行ってございました。ちょっと追加として、今年度の状況なんですけど、今年度はぜひとも60%達成をしたいということで、11月以降ですね、未受診者に対しては、課員全員で分担して受診勧奨の電話ですとか、それから今後の受診予定、もしくは医療機関でもし受診しているのであれば、情報提供してほしいということを継続して取り組んでいるところでございます。

○委員長（堀川義徳） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そのようにやってください。今この程度っちゃ失礼だけど、こののは決算や予算のときと違うからといって、減った分これだけ減りました、これだけふえましたと言えば、それだけで金額だけで通っちゃうけど、金額で見るんじゃなくて、やっぱり中身で見ている提案理由をしていただきたい。また、3月のときもそういうのを心がけていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第102号 平成30年度新潟県妙高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第103号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第103号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。特10、11ページをごらんください。1款1項1目一般管理費の4万円の増額は、人事院勧告等に準じた職員の給与改定等に伴う人件費を調整するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻りまして、特8、9ページをごらんください。4款1項1目2節事務費繰入金の4万円の増額は、今ほど説明いたしました給与改定等に伴う人件費に関する繰入金を調整するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第103号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第103号 平成30年度新潟県妙高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第105号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（堀川義徳） 次に、議案第105号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第105号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。特10、11ページをごらんください。1款1項1目の一般管理費26万円の減額、3款1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費124万8000円の増額、3款2項1目の一般介護予防事業費9万3000円の減額、次ページの特12、13ページの3款3項1目の包括的支援事業60万9000円の増額、認知症対策推進事業486万8000円の減額は、いずれも人事異動等に伴い、職員人件費を調整したいものであります。

その下の4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出の補正予算額を調整するため74万3000円を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。戻りまして、特8、9ページをごらんください。今ほど説明させていただきました職員人件費に対する国・県支出金や繰入金等を調整したいものであります。

以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（堀川義徳） これより議案第105号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第105号 平成30年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○委員長（堀川義徳） 以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

所管事務調査について

○委員長（堀川義徳） 次に、所管事務調査を行います。

執行部の関係課以外の方は、御退席ください。どうもありがとうございました。

〔市長、執行部側説明員以外の退席〕

○委員長（堀川義徳） 45分まで5分ぐらいちょっと休憩して。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時45分

○委員長（堀川義徳） 休憩を解いて会議を続けます。

それでは、引き続き所管事務調査を行います。

今回建設厚生委員会では、建設課所管の建設工事等について調査することといたしました。所管事務調査の進め方については、初めに調査担当者である私から調査理由と概要を説明します。続いて、調査担当者が調査項目1について質疑を行い、その後にはほかの委員の質疑を行います。調査項目1の質疑終了後、次の調査に進むようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、調査担当の私から調査理由と概要について説明をいたします。

委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（八木清美） 委員長が調査主体となりますので、交代します。

○堀川委員（堀川義徳） それでは、よろしくお願いいたします。

調査理由なんですが、そこにも書いてありますが、先日11月26日に建設厚生委員会と新井商工会議所の建設部会との懇談会を実施してですね、その会の中で人手不足や繁忙期の対応などの意見が多くありました。発注者としてそのような問題にですね、どのように取り組んでいるかということ調査したいものですが、よろしくお願いいたします。

ちょっと①に移る前にですね、今回太田委員初めてということで、3月に予算決まりますよね。そうしたらですね、設計して恐らく積算してですね、工事発注するまでのその流れというんですかね、オーソドックスな工事を出すまでのですね、流れというのをですね、大体いつぐらいにこれやって、こんな感じという形でいつぐらいに出すと、工事、工事でいろいろあると思うんですが、一番オーソドックスな新規の道路工事ですとか、建設ですとか、そういった大まかな流れをですね、ちょっと簡単に説明先してから1番に行きたいと思うんですが。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） それでは、私のほうから説明させていただきますが、これにつきましては、用地関係は全て片づいているということでよろしいですか。

○堀川委員（堀川義徳） はい。

○建設課長（杉本和弘） まずはですね、関係機関との調整がある場合がございますので、国道、県道との取りつけですとか、あと用地、物件等は片づいているということでございますけども、その物件等はですね、東北電力、特にNTTでございますけども、いつ動かしてくれるのかというようなこともございますので、まずは関係機関との調

整を行うということでございます。その後におきましては、うちのほうで測量も道路改良であれば終わっておりますので、そのまま積算に入るということでございます。積算が終わりますと、一応財務課検査室の設計審査を受けまして、今度工事の起案をしていくということになります。その起案が終わりますと、今度は入札ということになりますけれども、これにつきましては、金額に応じまして一応閲覧期間を設けまして、入札を行うということだと思います。入札業者が決まりましたから、うちのほうとしましては、第1回の打ち合わせ、それと1週間以内に工事着手ということになります。現場での着手というのは実質的にはですね、2週間後、3週間後ということになります。いろいろとですね、その間において地権者との調整、再度丁張りをかけていただくわけですが、その丁張りをかけた段階で地元役員の方との調整、再度調整をいたします。また、乗り入れの関係もありますので、当然沿道の皆さんとの調整というのもございます。その後工事に入りまして、完成となりまして、2週間以内の検査をするというのが大まかな流れでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 非常にですね、一つの工事を完了するまでというんですかね、完了検査終わるまでにですね、多くの作業を同時にしていかなきゃいけないというような形なんです。同時にといいますか、そのことが終わらなければ次の作業に進めないというような形だと思うんですが、じゃ①番のほうに移らせていただきますが、平成30年度の建設工事のですね、年間予定第1、第2四半期のですね、発注状況について、工事種別的にはですね、現在どのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） まず、130万円以上の入札案件が106件ございました。そのうちですね、ちょっと分けますと、土木工事一式というのが31件、舗装が32件、建築一式工事が21件、電気が8件、電気通信が2件、機械設備が10件、塗装が2件の106件でございます。第1四半期におきましては、土木工事が31件中14件、舗装が32件中21件、建築一式につきましては、21件中9件、電気につきましては、8件中5件、電気通信につきましては、2件中2件ということで100%でございます。機械設備につきましては、10件中2件、塗装につきましては、2件中2件を発注しております。

続きまして、第2四半期につきましては、土木工事が11件、舗装が4件、建築一式が4件、電気が1件、電気通信がゼロ、機械設備が2件、塗装がゼロでございます。第1四半期は、合計いたしますと106件の全体のうち、第1四半期では合計55件を、第2四半期では22件、合計77件について発注を終えているということでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） できればそれ今お読みになった表をですね、ちょっと後でいただきたいなというふうに思っているんですね。今ずっと口頭で話されてですね、第1四半期というのは4月から結局何月まででしたか。

○建設課長（杉本和弘） 6月。

○堀川委員（堀川義徳） 4、5、6ということで、結局この間出た意見の中では、春先の一番仕事がしやすい雪解けからですね、特に現場といいますか、外仕事の草とか、そういったものが出てくるような、そういった現場というのは非常に4、5、6が工事しやすいんだけど、非常に工事がなかなかまだ先ほどもたくさん仕事量があって、なかなか入札までいって工事着手できないということで、それこそ現場仕事になるようなやつがですね、第2四半期の終わりごろに出されてもですね、結果的に3.31まで工期あってもですね、実際には雪国なんで、当然課長もよく知っていると思うんですが、何か月も実際の工期あったとしても、本当に雪降るまでの間でしかできないというようなことで、何とか早くですね、出せないかということで、これ前々からもう言われていることだと思うんですが、改めて我々も今回の懇談の中でですね、恐らく建設課も今これだけのボリュームのですね、案件を建設課が全部や

るわけですね、いろんな意味発注という形になると。ですので、本当に人が足りないならですね、所内の中でうまく調整したりとかですね、何とか最終的には工事業者もそうですけど、それが結果的にその工事ができないということになれば、市民の方に最終的にはしわ寄せ行ってしまうということで、何とか工夫して工事早く出せないかということなんですけど、2番目にも移るんですが、今状況はわかりました。その早期発注に対して、先ほどの予算もありましたが、特に現場を伴うようなですね、作業についての早期発注の工夫というんですかね、そういったことはどういったことが考えられて、逆にそれできないのはどういった問題点があるのかというのちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 今年度におきましても、早着ということで、全体の26%、28件について実施しております。取り組みといたしましては、先ほども流れということでも話しましたが、やはり関係機関、国・県道の道路管理者ですとか、それと用水管理者等ですね、調整を早目に行うということを行っております。それと、道路改良工事につきましては、例えば30年度に向けてですね、29年度予算の中で予定していないものもですね、30年度早着でできそうだなということになればですね、用地買収、物件補償などを29年度で前倒して実施するとかですね、それとか道路適正管理事業ではですね、直営で測量しておりますので、その辺の対応をしていると。それと、今年度といいますか、来年度から先ほどのですね、補正の中でもお話をさせていただきましたけども、債務負担行為ということで、これも新たな取り組みなのかなというふうに考えているところでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 恐らく建設課といいますか、最終的には財務課で発注するんでしょうけど、非常に早く出してくれという要望は毎年出ていると思うんですが、それに対していろいろ行政のほうでも工夫してですね、前よりはだいぶ早くなったかなというような感じにはですね、早期発注もそうですけど、債務負担行為もそうですけど、随分ある意味要望に答えてきたなというような感覚はお持ちですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） この早着分ですね、決定につきましては、私のほうもですね、早くするというので、非常に現場条件ですとかのことにつきまして、担当者のほうと話をして、この現場については早着ということで、私のほうも非常に関与する中で決めているつもりでございます。ただですね、早着の後の多少反動といいますか、中折れがすぐ来ってしまうものですから、できるだけですね、上半期、うちのほうは建設課とすれば、全体の60%ということで、また目標を定めまして取り組んでいるというような状況でございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） この間もいろいろ話の中で、一番仕事しやすいときになかなかまだ工事が出ていないですね、それでやるときになると、工期が雪の前までということになって、非常に短いということで、現場サイドといいますか、各団体の方々は早目に出して、工期をゆっくり、要は自分の段取りの中で雪降るまでのですね、長い期間でいろいろ幾つも現場あればですね、自分の段取りでやりたいというような形があるんですが、その辺の工期というと、どうしても金額ですとか、それによって決まってくると思うんですが、その辺は業者さんとの間でですね、少し余裕を持ったような形でルールもあると思うんですが、その辺の工夫というのはされているんでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 工期の設定につきましては、今のところ標準的な工期、県が示しております工期のほうを使っているというふうな状況でございます。以前からですね、少し工期に余裕を持たせてですね、施工者側の裁量に任せてはというふうな取り組みもかなり国のほうから言われましたけども、どうもですね、それがどういうふう

つながったということが私らもしないうちに国と県のほうからも余りそういうことを言われなくなりましたんで、余りその取り組みがよくなかったのかというのは、私検証はしておりませんが、市としてはですね、余りその取り組みについては、積極的に採用はしなかったというような経緯もございます。

○副委員長（八木清美） そのほかの委員の方いらっしゃいますか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 皆さん頑張ってもらっていると思うんですけど、今第2四半期までののが出て、第3四半期12月まで、それ今これ見ると、30件残っているんですよ。これは、実際はその30件12月で終わっちゃうんだから、どの程度発注されていますか。もう降雪時になっているけど、見通しはこれはだめだな、繰り越しだななんていうようなのはどのくらいあるんですかね。まだ議会承認得ていないけど、感じとしてはいかがですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ちなみに第2四半期までにはですね、未発注分の29件につきましては、そのうち11月30日現在でございますけども、21件を発注しておりまして、残りが8件ということになっておりますけども、これにつきましては、130万円以下になったりですね、した部分がございます、どうしてもあと発注する分につきましては、一、二件を残しているだけだと。その面につきましても、ちょっと調整がくれたということがございますので、今後調整が整い次第発注のほうを作業を進めていきたいと思っております。

○副委員長（八木清美） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） それと、この間の懇談会るとき出されたんですけどね、直接は関係ないんかもしれないけど、ガス上下水道が発注する工事、これは道路にほとんど関係するだろうから、道路の協議は事前に行っていると思うんで、新年度になってからずっと繰り返してやっているとと思うんですけど、ガス上下水道がことしは担当者というか、業者言われなかったけど、おとしあたりは手が足りないために、設計がどうしても間に合わない、そうすると8月、9月になってからやっと設計発注出てくる。そうすると、工事をして、それで仮復旧しておいて、本復旧までに転圧期間1カ月置けとかなんかと言われると、既に道路管理者の側から見れば、舗装工事してはいけない期間にひっかっちゃうと。そういう点で困ったという声が出て、一度ガス上下水道局長に質疑したこともあるんですけど、皆さんのこれ見ると、大体順調にいつているように見えます。例えば設計する技術屋の点が非常に込んでいるために、なかなか工事発注ができない、その結果とすると何かというと、さっきの工事見積もり期間、さらしの期間が短くなって、ぎりぎり何百万、何千万のは何日以上と書いてあるから、だけど、それが実際は何日以上と書いてあるけど、一番低い1週間以上と書いてあれば1週間しかとってなくて、非常に見積もりに業者は苦勞するとか、標準工期とおっしゃったけど、今ごろ発注するようになると、標準工期なんていうんじゃなくて、3.31を見て標準工期の8割くらいになったってしょうがない、そういう実態がないかどうか、どう対応しているか、お尋ねします。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） いずれにいたしましても、これからですね、2月ごろまでの期間というのが非常に重要な期間だと私も思っておりまして、この期間ですとね、関係機関のほう、これはガス上下水道局も含めるんですけども、いつごろ発注していくと、またいつごろ発注するんでことごとこと本当に協議が必要なのかということをしてですね、担当者がそれなりのことを考えて動けばいいんですけども、なかなかですね、忙しいということで、その辺の作業がですね、おろそかになりまして、いきなり発注する段階で協議を始めてしまうということもございますので、少し早目、早目にですね、対応していきたいと思っております。

それで、その辺のことからですね、工期が詰まりまして、標準工期がとれないというところもございます。その

ことにつきましてはですね、業者さんのほうから努力してもらっているわけでございますけども、今後につきましては、ぜひとも最低でもですね、標準工期というのはですね、確保すべきやはり事前に関係期間、また調整するところがあるのであれば、そのほうと調整をしていきたいと思えます。

それと、先ほどですね、一つ渡辺委員さんのほうから繰り越しはあるのかというふうな話ちょっと聞かれましたけども、うちのほうでもですね、ちょっとその発注のおくれ、調整不足からですね、今のところ一、二本ちょっと危険だなというところはあります。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 本当にあと残り数本ということなんですが、先ほど課長話したとおり、この12月、1月、2月ぐらいが非常に意味調整したりですね、来年度の工事に向けていろんないわゆる段取り8分の部分で、非常に各調整機関といろいろ調整して、実際にもう用地も工事も特に問題がないというような形になれば、スムーズに出せると思うんですが、結局やっぱりこの期間は今度雪降ってくると、非常に建設課ということになると、除雪対応ということで、都会ならね、冬じゃちょっと暇だということないですけど、職員が新年度に向けていろいろ準備できると思うんですが、当然建設課これから雪降ってきて、除雪対応だ、現場見てこい、やれ何とかだということになると、本当に建設課の職員もですね、ある意味本当に冬は除雪対応で、春先からすぐ設計書組んで入札も準備しなきゃいけないということで、非常に忙しいと思うんですが、その割には技術屋さんが少ないというような感覚があると思うんですが、やっぱりそれはですね、今後本当に建設課の職員の方々のことを思ってという言い方おかしいですけど、人数がですね、足りているのかどうかと、技術屋さんのですね。ほかの部署とかのですね、調整とかあると思うんですが、やっぱりもうちょっと技術屋さん多ければスムーズな発注というのは可能になるんでしょうかね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 仕事量をですね、どの段階に合わせるかというのは、非常に難しい問題があると思っていて、その春先の非常に忙しいところに合わせるのか、それとも平準化した中で年間を通しての仕事の中で職員数を見ていくのかというのがありますが、確かに春先の発注が重なる時期につきましては、多少忙しいというのも事実だと思います。ただ、今現在ですね、私が見ている限りでは、今の事業量からしますと、多少残業といいますか、超勤をする中で対応していくのがいいのではないかなと考えておまして、職員数自体が絶対数足りないとはですね、私自体は今のところ感じていないというところがございます。

○副委員長（八木清美） 山川委員。

○山川委員（山川香一） この市内のですね、小規模建設業を守るためにはですね、やはり例えば今130万の壁があるわけですけども、分割発注ということもかなり考えてですね、考慮して小規模事業所がですね、関係できる入札に入っていけるような方法も検討すべきだと考えるんですが、その点も考慮されているのかどうか。今まで大分あったように聞いているんですが、今後はどんなふう考えているのか、その点について。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 例えば土木工事で申し上げますと、500メートルの改良をするのにはですね、ことしは150メートルやりますということで、50メートルずつ切るのがいいのかということもございますし、建築においてはですね、建築本体、それと設備、電気というふうに分けた場合におきましては、できるだけ分けるようにしているということもございまして、その仕事の内容によってですね、やはり分けられるものと分けられないものもございまして、全て分けていくとなると、じゃ大手さんのほうはどうなるのかということもありますので、仕事の内容によってですね、やっぱり考慮していくべきだろうというふうには考えております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） あと先ほど職員の人数は足りているというような考え方だということだったんですが、技術力ですよ、要は。当然新しい方が来ててもですね、なかなか自分である意味調整したりですね、設計書いろいろ図面見たりですね、そういったのって当然管理もそうですけど、なかなか結構トータルの一つの現場といいますか、工事完了するまでには、結構な技術が必要だと思うんですね。この人だったら全部任せてもいいやみたいな形だと思うんですが、そういった意味で、例えば本当に農林課もいろんないわゆる国の制度とか、いろいろあるんで、今の本当異動がですね、ある意味育っていったのにまたどこかの部署行ってみたいな形で、私的にはですね、余り技術屋さんというのは、そんなにあっちへ行ったり、こっちへ行ったりしないほうがいいのかなというふうに思うんですが、その技術屋のいわゆる職員の技術という面に関して、何か課長のほうでもっとこうしたほうが一人一人の技術力が上がるんだけだなというのがあればですね、何か我々も今後提案していきたいと思うんですが、何かそういうのありますか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 私のほうもですね、ここできっちりとした答弁できないかもしれませんが、ちょっと比較したいのは、私入ったところと比較いたしますと、やはりちょっと技術的なレベルというのは若干やっぱり落ちているのかなというふうには思っております。それは、どういう面だと言われるとですね、なかなか言葉で言いあわせない部分あるんですけど、私の感覚からするとですね、技術的に例えば新工事に取り組むだとかですね、それとか、今現在やっていないという技術もあるんですね。例えば橋梁に関して言えばですね、昭和の40年代ぐらいから平成の初めぐらいでもう終わってしまったということもあって、なかなか技術的な継承といいますか、やはり担当しないとなかなか覚えられない部分がございますし、それと一番私懸念しているのが災害がですね、これは非常にいいことなんですけども、平成7年以来大きなものが起こっていないということで、その査定の受け方すらもですね、年々少しノウハウといいますかが薄れているということと、その現場へ行ってですね、早急に対応ができるのかなと私も不安な面がありまして、平時の段階からできることについては、できるだけ私も経験を語る中で伝承はしていきたいと思っておりますけど、なかなかですね、それが起こってみたいと伝えにくいという部分もございまして、そういう部分ではやはり私が入った昭和の50年代よりもですね、大分技術力というところでは低下しているのではないかなというふうなことは感じております。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私も前はそういった測量とか、設計とかに携わっていたんで、本当に図面見て現場をイメージできるような職員にならないと、本当に机の上ではなかなかわからないということで、そういった本来研修とか、いろいろ本当はさせたいとこなんでしょう、技術的なそういった研修とかもさせたいとこなんですけど、今言ったように非常に職員がある意味そこまで余裕がないようなタイムスケジュールだったり、人員だったりということになると、非常に本当に災害なんか起こったら恐らく今の若い人たちなんか恐らく本当に大丈夫かなというようなちょっと心配の面もあるんですが、そういった意味で例えば今いろいろ昔よく国とか、県の職員が市役所に来て、職員のいわゆる研修ということはないですけど、異動みたいな形で、市の職員が県に行ったり、国に昔も国交省の職員来ていたりとかしましたよね。そんな形の中で例えばちょっとこれどうかわかんないですけど、民間とのですね、こういう職員の技術的なそういう例えば市の職員が実際に民間に行って、少し現場管理したりですね、逆にこれは民間がこっちに来るみたいなことはちょっと難しいかもしれないですけど、そういった交流というんですかね、技術的なそういうのは可能なんですか、これ実際。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ちょっと私も総務課でございませんので、可能かどうかというのはあれですけども、昔国交省さん、県のほうとは技術的なことはしておりませんでしたけども、少し行った中でですね、私も聞いてみますと、やはりちょっと規模が大き過ぎるということもございますので、私は今後につきましては、国と県がですね、行うような研修をですね、うちのほうで選ぶ中で、受けさせていくということが今後の技術力のアップにもつながるんじゃないかと思ひまして、積極的にですね、参加するように、また参加させているわけでございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 恐らく時間があつたら参加しようという、なかなか多分できないと思うんで、例えば年間の、来年度の例えばそういった研修とかのプログラムというか、スケジュールがあると思うんで、異動あるからはっきりは言えないんですけど、例えば4月から6月の1週間とか、10日間とか、その研修に誰々をもう、誰か若手1人とか、2人行かせようと思ったら、もうそこにいる人間は役所にいないんだというような想定でスケジュールというんですかね、こっちの現場サイドの仕事というか、今建設課で持っている仕事もやらないと、恐らくこんなに忙しいのに何研修行っているんだみたいになってしまうと、その人をもう当てにしちゃうとあれなんで、そういったある意味年間スケジュールの中で必ず1人とか行かせるんだというような本当に計画組まないと、なかなか行かせただけだと多分とうとう1年たったけど、結局行かなかったということになるんで、ぜひですね、年間計画の中でその人間を行かすんだと、毎年去年おまえ行つたし、じゃことしおまえだみたいに行くような形にしていかないと、なかなか難しいと思うんですけど、ぜひそういった形で若い人の技術力アップということで、研修に行ってもらいたいなというふうに思います。

○副委員長（八木清美） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 委員長、それは3月の総括質疑のとき、総務課長に聞いてください。

今思い出話をするつもりもないんですけど、若干。今課長からも話ありましたが、私43年に入ったんですけどね、50年代前後のときに設計だとか、そういうのは民間委託してしまえというアウトソーシングあるんです。そのために所管の技術屋の水準が実際は下がってきた、問題になったんです。それで、コンサルが出してきた設計図書をチェックできないという問題もありました。それと、人間がぎりぎりだからさつき国交省だとか、県が出たけど、県だって6カ月ぐらい研修期間あるんじゃないかね、新しく採用した人すぐ現場へ行つてこいなんて言わない。そういう余裕がここでは合併したり何かしちゃつたためになくなつちやつたんだ。そこをどうカバーするかというのは、課長せつないと思うんだ。課長自分で採用されたころの話したけど、技術職で募集して採用する、課長パスしたから来たんだけど、実際問題として測量したこともない、学校で卒業、したことないということはないんだけど、ほとんど身についていない、それで市役所の試験のときわざわざ半日か何かとって、処理場へ連れていって、処理場何もなかったから、あそこで平板測量か何かしたんだよ、担当者何人か行つて。そんな思いもある。それほど実際はせつない面がある。じゃ今の皆さん、あそこの駅の案内所でももめたけど、成果品を現場にあわせてきっちりチェックできたかどうかというのが課題になってくるわけです。

1つだけ直接関係ないんだけど、聞かせてもらいたいですけど、調整の関係で、なぜ上下水道でやった志の浄水場改築工事ありますよね。あれは、あのくらいの規模になると、建設課へ設計管理の依頼来て、設計はあれだけど、監督管理とか、そういうのは依頼来ていたんですか、それともあれは別に設計者に管理するようになっていから、一切その工事中はタッチしていないんですか、建設課は。いかがですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 志の浄水場につきましては、監督員が建築のほうはうちの職員が、それと機械器具につきましては、ガス上下水道局の職員が監督員として名前を出しているということでございまして、実質的にもですね、

月に1度ですとか、ミーティングございますが、うちの職員も建築部門についてはきちっと管理している方のまたその管理といたしますかをしているという状況でございます。

○副委員長（八木清美） 関根委員。

○関根委員（関根正明） 直接本題に関係ないかもしれないですけども、先日の懇談会の中で出てきた問題で、昨年来不調が結構出ていたんで、その原因として金額の問題は当然出てくるんですけど、発注者側の技術者が少ないということと、あと工期の問題という、特に管工事のほうから10月、11月に出ても到底無理だというような言い方が出ていましたが、その点を不調の原因としてどんなふうにお考えでしょうか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） ちょっと私も管工事のことについて、詳しくは知りませんが、聞いている話では、結構仕事があるということもございまして、やはり冬場にかかるとですね、今まで夏場と違った経費や何かもかかってくるわけでございますので、その辺のことを言っているのか、ちょっと私も管工事の関係につきましては、詳しくは承知しておりません。

○副委員長（八木清美） ほかにいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（八木清美） 2番目でいいですね。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 何か2番も3番も。先ほど関根委員のほうから価格の面でちょっとこの間も話出ていたんですけど、当然業者さんは高ければ高いにこしたことはないと思うんですが、適正な価格ということで、随分今人手不足になってですね、非常にどうせやるんならやはり利益率の高いといいますか、もうかるような仕事を選ばなきゃいけないということなんです、その価格ということで、当然課長に聞けば恐らく適正な単価本使ってですね、適正な経費をとってですね、発注して、入札率があれぐらいということになれば、我々にしてみれば適正なんだろうなと思うんですが、やっぱり業者からそうじゃないみたいな話があると、その辺でそごがあるのはどうしてかなということなんです、実際単価という、価格に関してこれなんだと、例えば市独自の単価があるという、ちょっとどうなのかなということなんです、最近の価格的なことというのはどんな形なんですかね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 土木工事で言えばですね、特殊なもの以外につきましては、もう100%が県の単価、それかももう公表されておりますけども、物価本で積算できるような形になっておりますし、建築についてはですね、少し複雑なものもございまして、結構見積もり価格を採用しているところが多いというような状況でございます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 土木でしたら本当にね、物価本というか、公になっているものであれなんですけど、やっぱり建築のところは我々もいわゆる設計者がですね、当然市が例えば10億の体育館で言えば、その10億の体育館でデザインして持ってくると思うんですが、じゃ実際本当に外壁一つにしても、どこの外壁をどこから見積もりとったんだとなかなかわかりづらいということで、やっぱり建築ということに関すると、我々もちょっと、私もちょっと意外と建築の価格というのはよくわからないんですが、どういうんですかね、例えば同じような建物を上越市が発注したらですね、どれぐらいの価格になるのかというのもちょっとわかりづらいと思うんですけど、その辺で妙高市として例えば近隣の標準的なものというのもなかなか当然言えないと思うんですけど、適正な価格だということだと思うんですが、その辺はどのようなお考えというか、ちょっと市は特殊ないろんないわゆる見積もりとっているんじゃないかというその辺は何かあるんですか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 単価についてはですね、上越市さんとやったとしても、多分ですね、変わりはないんじゃないかと思いますが、建築につきましては、細かいことは言えませんが、多少諸経費において市独自のものを採用してはおります。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 市独自というところは、ちょっとみそというか、あれだと思うんですが、今回の高谷池や何かは、もう完全にあれだけ結局見直したらということだと思いで、とにかく向こうから今回の懇談会の中で、適正な単価と、価格ということだったんで、誰がといいますかね、標準価格といいますか、入札の価格が当然市内の業者さんが請け負ってもですね、当然先ほどの設備投資ですとか、新たな従業員を雇ったりですとかするような価格に耐えられるような、最近は大分改善されてきたというような話も聞いているんですが、ぜひ適正な単価で頼むというような形だったんで、今後もですね、そのような形で進めていってほしいと思います。

3番目入っている、2番目いいですか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） まとめてやって。

○堀川委員（堀川義徳） じゃ、そのまま次、市内の小規模の関連の業者の状況ということで、この間出てきたのがすごい小規模の業者というんですか、小さな工事も大きな工事もですね、出す書類が同じだと。何かもうちょっと金額の安い工事であればですね、簡素化できないかということで、お役所仕事なんで当然10万円も100万円も同じもん出してもらわなきゃ困るということなんですが、何かその辺ですね、もうちょっとやっている民間にしてみると、10万円の仕事と1000万円の仕事が同じいわゆる事務作業量があるというのは、当然中の写真とか、そういった量は別としてもですね、もうちょっと簡素的にできないかというような御意見もあったんですが、その辺何か今後工夫していくようなのがあればですね、お聞かせ願いたいんですが。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 一番ですね、今現在ちょっと違いがあると言いますのは、130万円以上の入札工事、これにつきましては、うちのほうの県の諸経費を使っておりますので、ある程度書類については細かいところまで提出を求めています。ただ、130万円以下につきましては、随意契約ということもございますので、この随意契約という制度もかなり前ですけども、そのときに一応書類については簡素化を目指しましょうということでやっておりましたが、今ですね、そのときの趣旨というのがちゃんと今現在も伝わっているのかどうか、ちょっと私も疑問なところもございますので、その辺もう一度徹底をしていきたいと思えます。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 当然限度もあると思うんですよね。適正な品質管理も保たなきゃいけないということになれば、公共事業なんで安いから何でもいいというわけにはいかないと思うんですが、やっぱり業者さんも当然これだけいろいろ人手不足になってきてですね、非常にある意味小さな仕事も数こなさなきゃいけないというようなときになったときに、やっぱりもうちょっと書類が簡素化といいますか、今も恐らくそういったある程度エクセルとか、そういったフォーマットをつくれればですね、ここに何か入れればぱっといろんな文書とか、工事名がリンクしたりとかといろいろ工夫ができると思うんです。例えば業者さんにじゃこのフォーマットのところに例えばこれとこれ入れてもらおうと、自動的にいろんないわゆる出さなきゃいけない資料が出てくるんだみたいな形で、そういうのはなかなか小さい業者さんそこまで技術的にないと思うんで、役所の中で例えばエクセルのこれ入れてもらおうと自動的に写真ここに張られるんだみたいなですね、そういったのも一つのアイデアかなと思うんで、ぜひ簡素化がちょっと微妙だというような話もあったんで、今後また庁内でまた忙しくて申しわけないんですけど、業者さんも簡単

にできるところはやっていきたいということで、手を抜くという意味ではなくて、やっぱり効率という意味でですね、やっていただきたいなというふうに思っております。

○副委員長（八木清美） ほかに。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 課長も指名審査委員の中へメンバーへ入っていると思いますから、ぜひ話しておいてもらいたいです。130万円以下は随契していますけどね、業者の皆さんまず一つ書類の面で言えば、皆さん言うんです。当然言うでしょうけど、技術的には負けないと、大きいところとしたって負けないと。だけど、書類はねと苦手だと。民間では余り書類つくっていないから、うち建ったときもハウスメーカーで来たんだけど、余りいい書類じゃないんだ。それ大工さんとか、そこらの一人親方、そういう問題もあると思うから、そこは検討してもらうようにするけど、130万以下ののを市の職員の皆さんも設計書の歩掛かり使って単価本使って見積もりなんていうのは、まずないと。そうすると、いつも取引しているような業者から見積書とる、その業者の話なんで聞いておいてもらいたいですけど、3年も前に出した見積書で、この金額でやれと、これしか金額ない、やっとなんか認められたんだと、こう言うというんだよね。3年も前の書類で、これ嫌ならほかのどこへ頼むよみたいに言われるとせつないと、そういう実態も承知しておいてもらいたいという話が出ました。それどうするかというの課長また。

それともう一つは、職人の皆さん冬期間仕事ない人が多いんです。それで、ほかの課長の範囲かもしれないんですけど、除雪、雪降ってくれば仕事あっていいんだがなと思っている人も結構いる。だけど、除雪賃金が上越市に比べても競争が働いているそのせいか知らんけど、安いと。あれじゃ安過ぎるんじゃないか。豪雪対策本部できてきたり、警戒状況になったりすれば若干上がるかもしれないけど、妙高市のは全体として見れば安い、そこら辺で市民の皆さんが負担するんだからあれだけ、そういう点ではどのように、建設課は一切絡んでいないのなら感想だけでいいですし、絡んでいるんなら検討していただきたい。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） まず3年前の見積もりでということをございますけども、その辺については私もないというふうには信じておりますけど、今後もですね、そのようなことがないようにですね、職員のほうは指導していきたいと思います。

除雪賃金につきましては、うちのほうは財務課でやっている屋根雪や何かの処理のあれですよ、賃金、ありますので、ちょっと私も上越と比べるとというか、民間と比べると非常に安いというのは聞いておりますけども、ちょっと上越市さんと比較していませんので、私のほうではちょっと把握していないというところで御勘弁を願いたいと思います。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今の屋根雪というか、除雪の件なんですけど、たしか何年前かに新井小学校のみんな雪おろししなきゃいけないというときに、結局やっぱり除雪といますか、作業員が不足して、ある意味単価がどんどん、どんどん上がっていったということがあったんですが、私どこが適正単価とかというのはあれなんですけど、やっぱり雪国なんで、あのときたしかすぐ隣なんだけど、中郷にたくさん人が行って、どうしたらんだといたら、いや、妙高市が安いから、中郷は上越だということで、同じ雪国ですって、隣の市といますか、高いということになると、やっぱり高いところに人で行っちゃって、結局人手不足になるんで、やっぱりある程度少なくとも行政で出す単価というのは、雪国なら多少合わせないといけないと思うんですが、例えば糸魚川とね、ここと上越さんとみたい形で、上越は高くて、あのときはたしか市長、私も何か話したら、いや、妙高が安いんじゃないと、上越が高いんだみたいな話だったんですが、それはやっている人に言えば、当然高いほうに行って作業したほうが同じ1日やって

も片方1万8000円で、片方1万5000円だったら、1万8000円のところに行くと思うんですね。ですんで、その辺で調節というのは、いざ大雪降ったときにですね、そういったところで単価というのは、それは合わせられるんですかね、事前にこれぐらいに当然過去のそういった実績も見てですね、これ以上は高くしないでおこみみたいな、そういうのは可能なんですかね。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 妙高市ではですね、通常の期間と豪雪、少し大雪になったときの確か違ったというように私もちょっと覚えているんですけども、各市で取り決めですので、その辺が一律的にできるかどうかというのは、ちょっと財務課で一律除雪の賃金のほう設定しておりますので、私のほうにはちょっと資料がございませんので、答えることはできません。

○副委員長（八木清美） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 本当はね、きっと県あたりが新潟県でね、これぐらいというような形で、そうするとじゃ県の単価で上越市も妙高市もそれに準ずるみたいな形が一番いいと思うんで、やっている人たちにしてみれば、差がないようにしてもらるのが一番いいのかなというふうに思いますので、今後またいろんな情報収集してですね、いざそうなったときに差が出ないようにしていただきたいと思います。

○副委員長（八木清美） 山川委員。

○山川委員（山川香一） 除雪今出たんでね、この間も地区の除雪業者の皆さんと懇談会あったんですが、やはり地区それぞれに状況違うわけですね。例えば新井は10センチあれば妙高は20センチ、あるいは郊外は40センチ、50センチと。それでやはり各地区のね、皆さんからあったのは、業者の皆さんそうなんですけど、やっぱり堆雪所、一どきに排雪までできるということはなかなかないから、堆雪所をできるだけ小さく、あるいは距離間隔短いとこに考慮してもらいたいと。それともう一つは、やっぱり適切にやるには、前々年度かね、あったんですが、追加見積もり、予算とらなければ除排雪できないというようなことのないようにですね、やはり排雪やらんと除雪が非常に厳しいというところがあるんで、その点どんなふうに考えておられるか、今後ぜひ前向きにですね、小さな民有地でも堆雪所で交渉してですね、地区も協力して多く確保するということが重要と考えるんですが、どのようか。

○副委員長（八木清美） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） 堆雪場所の排雪でございますけども、うちのほうもですね、必要最小限ということではやっているわけでございますけども、業者さんのほうはですね、どうしてもやはり先々のことまで考えてということと、私どもとすれば最小限ということがですね、どうもなかなか理解をしていただけないのかとは思いますが、いざれにいたしましても、その後のですね、除雪に支障にならないような体制だけはですね、うちのほうも今後考えながら堆雪場の排雪も行っていきたいとは思っております。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（堀川義徳） 委員長、交代します。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 3番ですが、2番にも関係するんですが、人手不足ということで、建設業の方々から担い手が非常に不足しているということが慢性的にあって、仕事にも支障があるという意見がございました。私の意見としては、例えば特に高校の専門的な分野からですね、職場体験を充実させる等してですね、建設業の魅力をアップするためにも、そういうようなことで充実させることも必要なんではないかなと感じたんですが、建設課長としては今後そのようなことに関してどういうふうに取り組んだらいいとお考えですか。

○委員長（堀川義徳） 建設課長。

○建設課長（杉本和弘） そのとおりだと思います。ということで、私が建設課長になりまして4年目ですけども、今上越総合技術高校と高田農業さんからちょっと私あれですけども、一応土木、建築の受け入れを行っております。ただ、業者さんのほうとですね、やる仕事が非常に違うもんですから、やはりそれはですね、市役所は市役所の仕事はきちっと伝えたいという意味で、受け入れを行っておりますし、それはやはり民間業者さんの施工側の仕事を体験させるという意味ではですね、やはり民間の業者さんのほうからその辺は頑張ってもらいより仕方がないのかなというのが私の意見でございます。

○委員長（堀川義徳） 以上で所管事務調査が全て終了いたしました。

所管事務調査の報告については、調査結果報告書を議長に提出いたします。その後本会議最終日に諸般の報告として報告書の写しが配付されることになっております。

なお、報告書については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

これにて所管事務調査を終わります。

〔執行部側説明員退席〕

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（堀川義徳） それでは、閉会中の継続審査（調査）のうち、いわゆる所管事務調査については、委員、執行部いずれからの申し出もありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀川義徳） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出しないことと決定されました。

○委員長（堀川義徳） 以上で本日子定しておりました日程が全て終了しました。

これをもって建設厚生委員会を散会いたします。どうも御苦労さまでした。

散会 午前11時40分